

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No.159 2016.8.23
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

冤罪！初めから犯人扱い！

当事者から事情も聴かずに周知文の謎！

8月18日、大阪仕業検査車両所で夜勤の出勤点呼時、管理者から突然、周知文が読み上げられました。その内容は、「違う番線への断路器の誤投入がありました。作業者が違う番線の要請をしたからです。しかし、班長はパンタグラフの下降を確認しており、安全上は問題はありませんでした。」というものでした。

これは8月10日18時50分頃、大阪仕業検査車両所で庫7番線の断路器を投入するところ庫1番線の断路器を投入するといった事象の注意喚起だと思われました。幸い、7番線も1番線も断路器投入の要請をするところだったので、いずれの電車もパンタグラフは下降しており停電や車両故障等は起こりませんでした。このことを会社は1週間以上もたった18日に問題にし、注意喚起として周知文を読み上げたのです。

しかし、これを聞いた関係社員が点呼終了後、「事実が違う」と抗議しました。なぜなら、会社はこの社員から一切事情を聴いていなかったのです。この社員の抗議に対して管理者からは「ただ、読んだだけだ」「調べておきます」と言うだけでした。

翌19日、作業終了後に、この「作業者が違う番線の要請をした」と決めつけられた社員の抗議を受ける形で会社はこの社員に初めて事情聴取を行いました。事情聴取の中で、この社員は「事実が違う。番線を間違えて要請はしていない」と主張し、周知文の撤回を求めました。

この件に関して他の社員から問われた、高橋慎一検修科長は、「事実があったとかそういうことではなく、一般的な注意喚起を行っただけだ」と、意味不明な発言をする一方で、そういう「噂があった」などと全く根拠の示せない発言もしました。そして、20日には、社員に何の説明もないまま周知文が「断路器要請の際にはお互いに番線と編成を確認しよう」との旨の内容に変更になったのです。管理者は社員からの「なぜ、変更になったのか？」との問いにも明確に答えていません。

私達は会社の一方的な対応や事実関係の把握を怠ったことにより不名誉を着せられた社員に謝罪をし、周知文の撤回と社員への説明を求めます！！

今回の事象は同時スタートがもたらした弊害だ！！

今回の原因は仕業検査 A 班、B 班の同時スタートにも問題があります。断路器の投入は何重もの条件を満たして初めて入ります。少しズレていれば条件を満たしません。

しかし、同時にスタートすれば条件を満たし、断路器の投入要請も同時期になり間違えるリスクが高くなります。そのため、以前はリスク回避として同時スタートを避け、5分ずらして B 班がスタートしていました。しかし、会社はこの安全対策をないがしろにし、時間短縮、営利優先させるために同時スタートするように指示してきました。

私達は会社の安全無視、営利優先の姿勢を暴露し、安全・安心でゆとりある職場にするためにも今同時スタートをさせないように闘っていきます！！